

農業者等との意見交換会



農業者等との意見交換会開催

雫石町農業委員会では、昨年十一月二十日、雫石町中央公民館二階大会議室において、雫石町農業経営者協議会（櫻糰哲也会長）との意見交換会を実施しました。当日は、農業者等との代表として認定農業者で組織される雫石町農業経営者協議会の会員十五名、雫石町農業委員十七名が出席し、「八月豪雨の農地災害復旧対策」、「コメの生産調整の廃止について」、「農業の担い手の確保、育成の支援策について」、「荒廃農地対策について」等を話題として活発な意見交換が行われました。

意見交換の中で、『工事をするのに、川は川の担当、道路は道路の担当、水田は水田の担当といった縦割りでなく、場所が重なっているところは、一体的な復旧をしてもらえばいい。』『生産調整の廃止で補助金等が減少しても、わ

れわれ生産者が売り先であるとか、付加価値を付けた販売を検討するとかしていかねければならない。』『転作作物用の設備投資を行っているから、今から水田、飼料用米といわれても、すぐにはできない。』『町外の人が新規就農した場合は支援策が充実しているのに、自分の子供が親元就農した際には支援がない。息子が親元で就農した時の支援策を考えて欲しい。』などの意見が述べられました。

これら意見交換会で述べられた意見は、雫石町農業委員会の活動計画に反映させ、活動の活性化につなげるとともに、農業委員会の行う建議等により町の施策に意見を反映させ、雫石町農業の振興に役立て行きたいと考えております。

雫石町農業農村振興に関する建議 雫石町の農業の持続的な発展と振興を目指して

農業委員会では、平成二十六年度の予算編成を控えた、昨年十一月二十七日、菅原会長ほか五人が深谷町長を訪問し、農業者の声が反映され、また、本町の農業を持続的に発展させ、農村の更なる振興を推進する立場から雫石町農業農村振興に関する建議を提出しました。

建議については、七月末から十



建議を行う農業委員会会長

建議に寄せて

雫石町農業委員会会長 菅原 久耕

昨年は、局地的集中豪雨や台風十八号による経験したことのない甚大な被害をもたらしました。被災された皆様方には心からお見舞い申し上げます。

1. 認定農業者等担い手の確保、育成と支援策について
2. 特産品の開発と地産地消の推進について
3. 農産物の販売促進と情報発信の推進について
4. 農産物加工販売の促進について
5. 農村環境の保全について
6. 米の生産調整の堅持について
7. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への対応について
8. 多面的機能直接支払いについて
9. 東日本大震災による原発事故被害対策について
10. 豪雨災害対策について

今年は、本格的な復旧、復興の年であり、雫石町農業委員会としても、各関係機関、団体と連携し一日も早い復旧、復興に向け協力をしていきます。

我が国の農業、農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加など、様々な課題を抱えており、更には、東日本大震災、福島原発事故の影響等による農業収入の減少や将来不安など、非常に厳しい状況が続いております。さらに、昨年末、政府は農林水産業、地域の創造プランを決め、農政の大改革を実現していくとしており、本年が農政の大きな転換の年であります。

米政策が大幅に見直され、農地中間管理機構関連二法が制定され、日本型直接支払い制度などについても法制化する方針が示されるなど、農地、農政改革が待ったなしで進んでいきます。

こうした状況を踏まえ、雫石町農業委員会では昨年十一月二十七日に、雫石町長に建議書の提出を行っております。また、人・農地プランの策定、見直しにあたっては、農業委員会が農地情報の提供や農業委員による地域での話し合い促進など果たす役割は極めて重要であり、町当局との連携と情報の共有のもとにプランの充実を図らなければならないと思います。

このように、農政の大改革にあたって農業委員会に与えられた責任も増大しており、農地法等の一部改正も合わせこれらの改革は、地域で生活し、地域の農地利用状況を誰よりもよく把握している農業者、農業委員会が一体となり行わなければならないことでもあります。今後の農政に対し強い関心を持ちながら与えられた責務と役割をしっかりと果たしていかなければなりません。今後とも、一層のご指導と、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

家族経営協定を 締結しました

福崎公博さん万紀子さんご夫妻と長女の華織さんが、昨年、九月二十六日付けで雫石町役場において深谷町長、菅原農業委員会会長の立会のもとに家族経営協定を締結しました。

家族経営協定は農業経営の目標や営農計画を明確にするとともに、家族の中で役割分担や休日、給与、労働時間などの就業条件を明らかにするものです。

福崎さんは「この協定締結を機会に、家族間での話し合いをもっと行い、より良い農業経営を行いたい」と決意を新たにしていました。



雫石町農地賃借料情報

平成26年1月21日

平成25年1月から同年12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10a当たり)は、以下の通りです。農地の賃貸借を結ばれる際の参考としてご利用ください。

1. 田の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	14,100円	16,800円	9,200円	111	
御所	10,400円	15,000円	2,900円	212	
西山	13,800円	16,800円	6,700円	90	
御明神	10,900円	13,000円	5,000円	37	
(参考) 雫石町平均	12,000円				

2. 畑の部

地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	備考
雫石	8,000円	8,000円	8,000円	3	※5 (H24)
御所	1,400円	1,400円	1,400円	1	
西山	4,900円	11,400円	2,300円	26	
御明神	5,000円	5,000円	5,000円	2	※5 (H21)
(参考) 雫石町平均	4,800円				

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。
※2 賃借料を物納支給(水稻)としている場合は、60kg当たり11,200円に換算しています。
※3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。
※4 「(参考) 雫石町平均」の平均額は、各区分の平均値(四捨五入前)をデータ数により加重平均した値です。
※5 平成25年中に雫石地区及び御明神地区において畑の賃貸借契約がないため、直近の情報を載せています。(雫石町平均には含んでおりません)

農業委員会では、昨年実施した農地の利用状況調査の結果を受けて、一月二十一日に雫石町役場において農地利用増進相談会を実施しました。

当日は、荒廃農地と判断された農地の所有者九名と農業委員が個別に農地の有効利用に向けた話し合いを行いました。

話し合い内容では、進入路がない、湿地でぬかる等の悪条件な農地を除き、いつでも耕作を再開できるように適正な保全管理を行っていくことを確約していただきました。

荒廃農地 解消に向けて

一年生委員のつぶやき



小赤澤 悦子

「農業委員?!」無知な私が未知の世界に迷い込んだのは一昨年の五月。毎月の総会や四ヶ月に一度の現地確認・数々の研修等、行事に追われてばかり。先輩方や事務局の皆さんに助けられ、任期の三分の二が終わろうとし

平成二十五年十二月一日付で、雫石土地改良区推薦の第一号委員として上野忠一さんが選任されました。

任期は平成二十七年五月十四日までとなります。また、退任された高橋清美さんには本町の農業振興に多大なるご尽力をいただきました。本当にありがとうございます。



団体推薦農業委員の 異動がありました



ています。今だ迷走中ではありませんが、未来の子供達の健康を守るためには、農地の確保が重要なのだと強く感じるようになりました。

まだまだ勉強することばかりですが、宜しくお願いします。

国民年金に加入している農業者のみなさまへ

農業者のための 公的な積立年金

しっかり積み立て！ 豊かで豊かな老後を！ 家族みんながニコニコ笑顔！

- ①国民年金の第1号被保険者で
- ②年間60日以上農業に従事する
- ③60歳未満の方なら

どなたでも
加入できます

確定拠出型の年金です。

過去5年間の
運用実績は **2.36%**です
(平均利回り・平成20～24年度)

終身年金で80歳までの保証つきです。

公的年金ならではの税制上の優遇措置があります。

認定農業者など担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

農地の転用に関する Q & A

農業者の皆さんが所有する農地を転用する場合、岩手県知事の許可を受けなければなりません。
自分の農地だからと言って許可を受けずに転用することはできませんのでご注意ください。

Q 1 自分の農地に家を建てる場合、どのような手続きが必要ですか？ また、他人の農地の場合はどうなりますか？

A 1 それぞれ転用行為として農地法による手続きが必要で、申請者は農業委員会事務局で申請していただきます。

なお、申請地が零石農業振興地域整備計画の農用地区域の場合は農用地区域からの除外手続きが必要になります。

詳しくは農業委員会事務局にご確認ください。

Q 2 許可を受けずに転用したらどうなりますか？

A 2 無断転用すると厳しい罰則があります。

許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、転用計画通りに転用していない場合には、工事の中止や原状回復が生じます。無断転用した場合は、懲役または 300 万円以下の罰金という罰則の適用もあります。

農地は、無断で一度転用されてしまうと簡単には農地に戻せなくなってしまい、たとえ使用した業者がいたとしても農地所有者としての責務があり、多額の費用を負担して原状に回復しなくてはならない場合があります。

みんなで読もう

全国農業新聞

農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします！

- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：1ヶ月600円
- 申込：農業委員会事務局へ

編集後記

広報委員 谷地 博司

雨災害

我家を突然襲った、昨年八月の豪

水田、畔の崩落十八筆。

水田の河川浸食一町一反歩。

山林崩壊による杉材の倒木多数。

牛舎への浸水、別棟牛舎の水源地

の崩壊。

その結果、河川浸食水田復旧未定。

(作付)

牛舎井戸掘削工事失敗（ボーリン

グ予定）

本年は上昇気流に早く便乗したい

ものである。

広報委員 柿木 茂

今年早くも関東地方等に観測史上

無いほどの大雪が降り、農業に大き

なダメージを与えております。

私も視察してまいりましたが、ハ

ウスや作業場等はもちろん建物等に

も大きな被害でした。

これからの農業は異常気象にも大

きな配慮をして考えられる対策を

とって行かなければならないと強く

感じております。

平成二十六年農政も大きく変化し

ようとしております、農家皆さんで

力を合わせて次の世代に農業を繋げ

てまいります。

農作業本番の時期になります、く

れぐれも事故怪我等にはご注意ください。